

✓ **ここだけチェック!**

# 税制改正大綱の 主要ポイント

平成**29**年度版

## 法人課税

- 研究開発税制の見直し
- 中小企業向け設備投資促進税制の拡充
- 賃上げ率2%以上の場合の所得拡大促進税制の拡充
- 役員給与制度の見直し など

## 消費課税

- 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設
- 仮想通貨に係る課税関係の見直し
- 車体課税の見直し など

## 個人所得課税

- 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し
- 積立NISAの創設
- 住宅の耐久性向上改修工事を行った場合の税額控除の拡充 など

## 資産課税

- 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し
- 相続税又は贈与税の納税義務の見直し
- 居住用超高層建築物に係る課税の見直し など

## 国際課税

- 外国子会社合算税制等の総合的見直し
- 非永住者の課税所得の範囲の見直し

## 納税環境整備

- 国税犯則調査手続等の見直し

✓ここだけチェック!

## 税制改正大綱の主要ポイント【平成29年度版】

本稿は、『平成29年度税制改正大綱』(平成28年12月8日 自由民主党・公明党)を基に、その他各省庁資料などから参考資料を抜粋して作成しています。したがって、今後法令の詳細が明らかになりました際に、記事内容と相違が出る可能性がありますことを予めご了承ください。

### <平成29年度税制改正大綱の主要項目> .....2

#### 1 法人課税 .....6

- 1 研究開発税制の見直し(P6)
- 2 中小企業向けの軽減税率の延長と租税特別措置の適用停止(P11)
- 3 中小企業向け設備投資促進税制の拡充(P12)
- 4 賃上げ率2%以上の場合の所得拡大促進税制の拡充(P14)
- 5 役員給与制度の見直し(P16)
- 6 法人税確定申告期限の見直し(P18)
- 7 スピンオフ時の課税関係の見直し(P19)
- 8 スクイズアウトに関する組織再編税制の見直し(P21)
- 9 その他の改正項目(P21)

#### 2 消費課税 ..... 22

- 1 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設(P22)
- 2 仮想通貨に係る課税関係の見直し(P23)
- 3 自動車重量税・自動車取得税に係るエコカー減税の見直し(P24)
- 4 自動車税・軽自動車税に係るグリーン化特例の見直し(P25)

<b>3</b>	<b>個人所得課税</b> .....	<b>26</b>
	1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し (P 26)	
	2 積立N I S Aの創設 (P 28)	
	3 住宅の耐久性向上改修工事を行った場合の税額控除の拡充 (P 29)	
	4 医療費控除とセルフメディケーション税制の添付書類の変更 (P 30)	
	5 一定の届出書の提出不要 (P 31)	
<b>4</b>	<b>資産課税</b> .....	<b>32</b>
	1 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し (P 32)	
	2 相続税又は贈与税の納税義務の見直し (P 34)	
	3 居住用超高層建築物に係る課税の見直し (P 36)	
	4 登録免許税の見直し (P 37)	
	5 取引相場のない株式の評価の見直し (P 39)	
	6 相続税の物納財産の範囲及び順位の見直し (P 38)	
	7 広大地の評価の見直し (P 41)	
<b>5</b>	<b>国際課税</b> .....	<b>42</b>
	1 外国子会社合算税制等の総合的見直し (P 42)	
	2 非永住者の課税所得の範囲の見直し (P 44)	
<b>6</b>	<b>納税環境整備</b> .....	<b>45</b>
	1 国税犯則調査手続等の見直し (P 45)	

本冊子は、平成29年度税制改正大綱の主要項目だけをまとめ、気軽にご確認いただける分量となるよう心がけました。また、各項目冒頭の『ここだけチェック』でその概要や背景をおおまかにつかんでいただくとともに、図表を用いて、できるだけわかりやすく解説しております。税務に携わる方々はもちろん、その顧問先様となる経営者の方々などにもお役立ていただけますと幸いです。

## 主要項目

### <平成29年度税制改正大綱の主要項目>

項目	改正概要
<b>【法人課税】</b>	
①研究開発税制の見直し (P6参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験研究費の範囲について、IoT、ビッグデータ、人工知能等の第4次産業革命型の「サービス」開発が新たに追加されます。</li> <li>・上乗せ措置である「高水準型」は適用期限が2年延長され、「増加型」は「総額型」への統合という形で廃止されます。その上で、「総額型」は試験研究費の増減率に応じて6～14%の範囲で税額控除できる仕組みに見直されます。(2年間の時限措置適用後は税額控除率10%(原則))</li> <li>・2年間に限り、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合、「高水準型」に代えて、「総額型」の控除限度額に、法人税額×(試験研究費割合－10%)×2で計算する金額(法人税額の10%が限度)が上乗せされる措置を適用できることとされます。</li> <li>・中小企業者等の場合、2年間に限り、試験研究費が5%超増加した場合に従来の税額控除率12%が最大17%に、控除上限25%には10%上乗せとなる支援強化が導入されます。(10%上乗せ措置については、「高水準型」と上記「総額型」の控除限度額への上乗せ措置)との選択適用)</li> </ul>
	平成29年4月1日以後に開始する事業年度
②中小企業者等に係る軽減税率の特例の延長 (P11参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等に係る軽減税率の特例(年800万円以下の所得金額に対する税率:本則19%→15%)について、適用期限が2年延長されます。</li> </ul>
	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度
③中小企業向け各租税特別措置の適用停止措置 (P11参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置について、平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える事業年度の適用を停止する措置が講じられます。</li> </ul>
	平成31年4月1日以後に開始する事業年度
④中小企業向け設備投資促進税制の拡充 (P12参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業投資促進税制について、対象資産から器具備品を除外した上で適用期限が2年延長されます。</li> <li>・中小企業投資促進税制の上乗せ措置(生産性向上設備等に係る即時償却等)については、中小企業経営強化税制として改組され、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、特定経営力向上設備等に該当する一定規模以上の機械装置等を取得等し、指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額×7%(特定中小企業者等は10%)の税額控除(法人税額×20%が上限)が選択適用できる制度とされます。</li> <li>・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合に取得価額×30%の特別償却又は取得価額×7%の税額控除ができる措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)について、適用期限が2年延長されます。</li> </ul>
	中小企業経営強化税制については平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等、指定事業供用
⑤所得拡大促進税制の見直し (P14参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等については現行制度(雇用者給与等支給増加額の10%税額控除)が維持されつつ、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について12%の税額控除が上乗せされます。</li> <li>・中小企業者等以外の法人は、前事業年度を上回ることでされている平均</li> </ul>

	<p>給与等支給額の要件について、前年度比2%以上増の要件に変更され、税額控除は現行10%に加え、前年度からの増加額について2%の税額控除が上乘せされます。</p> <p style="text-align: center;"><b>適用期日等は大綱では明らかにされていません</b></p>
⑥役員給与等の見直し (P16参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期同額給与の範囲に、税及び社会保険料の源泉徴収等の後の手取額が同額である定期給与が加えられます。</li> <li>・利益連動給与について、複数年度の利益に連動したものや、株価に連動したのもも損金算入の対象とされる等の見直しが行われます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>退職給与、譲渡制限付株式、新株予約権に係る改正は平成29年10月1日以後（その他は平成29年4月1日以後）に、支給又は交付に係る決議をする給与</b></p>
⑦法人税確定申告期限の見直し (P18参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計監査人を置いている法人で、定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3か月以内に定時株主総会が招集されない常況が認められる場合は、4か月を超えない範囲で税務署長により確定申告書の提出期限の延長が認められます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>適用期日等は大綱では明らかにされていません</b></p>
⑧組織再編税制等の見直し (P19参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業を切り出して独立会社とするスピノフ(分割型分割や現物分配)を行う際、事業継続などの税制適格要件を満たす場合、譲渡損益や配当の課税が繰延べられます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>適用期日等は大綱では明らかにされていません</b></p>
⑨特定資産の買換え特例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定資産の買換えの場合等の課税の特例について、例えば9号買換えの買換え資産のうち、鉄道事業用車両運搬具が貨物鉄道事業用の電気機関車に限定されるなど、対象資産等の適用要件が一部見直された上で、適用期限が3年延長されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>平成29年4月1日以後に開始する事業年度</b></p>

**【消費課税】**

①訪日外国人旅行者等向け酒税免税制度の創設 (P22参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出物品販売場の許可を受けた酒蔵で、訪日外国人旅行者等に販売する酒類に係る酒税が免税とされる制度が創設されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>平成29年10月1日以後に輸出酒類販売場から移出する酒類（輸出酒類販売場の許可は平成29年4月1日から申請受付）</b></p>
②携帯品免税制度の対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物について、携帯品免税制度の対象として内国消費税が免除されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>適用期日等は大綱では明らかにされていません</b></p>
③仮想通貨の課税関係の見直し (P23参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税が非課税とされます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れ</b></p>
④エコカー減税の見直し (P24参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコカー減税制度(自動車重量税・自動車取得税)について、適用期限が2年延長された上で、平成29年度は減税等の対象範囲の下限が「平成27年度燃費基準+10%」等とされます。また、平成30年度は基準が段階的に引き上げられることとされます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>自動車重量税：平成29年5月1日から平成31年4月30日まで 自動車取得税：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</b></p>
⑤グリーン化特例の見直し (P25参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について、燃費性能の向上に応じて対象が重点化された上で、適用期限が2年延長されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得分</b></p>

# 1 法人課税

## 1 研究開発税制の見直し



### ここだけチェック

- あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、税額控除の対象となる試験研究費の範囲に一定の費用が追加されます。また、「増加型」が「総額型」への統合という形で廃止となり、「総額型」が試験研究費の増減割合に応じた税額控除率となります。なお、中小企業者等の特別控除については、増加割合が5%を超えると控除率が上乘せされるようになります。

**適用期日等** ▶ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度

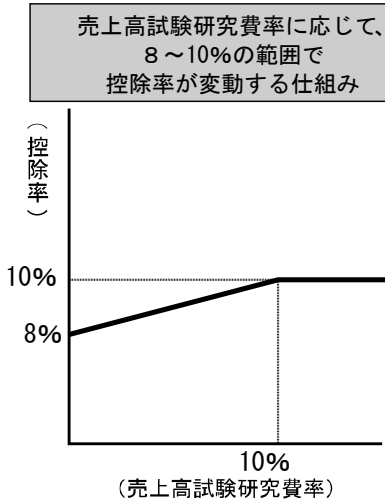
### [改正の概要]

研究開発税制(試験研究を行った場合の税額控除制度)が、以下の通り見直されます。

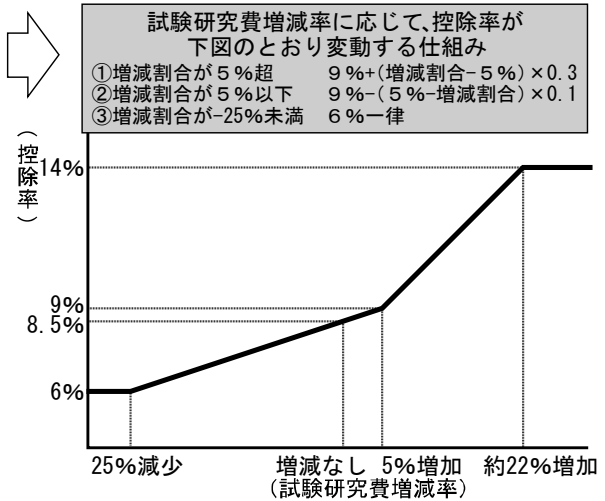
項目	改正案								
① 試験研究費の範囲	従来の範囲に加え、例えばIoTやビッグデータ、人口知能などの「対価を得て提供する新たな役務の開発(新サービス開発)にかかる試験研究のために要する一定の費用」が追加されます。								
② 「総額型」の税額控除率	<p>(改正前：売上高試験研究費率に応じて8～10%の範囲で控除率が変動)</p> <p>試験研究費増減割合に応じて税額控除率が変動する仕組みとされます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>増減割合※1</th> <th>税額控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%超</td> <td>9%+(増減割合-5%)×0.3</td> </tr> <tr> <td>5%以下</td> <td>9%-(5%-増減割合)×0.1</td> </tr> <tr> <td>-25%未満</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：増減割合=試験研究費増減差額<sup>(注)</sup>÷比較試験研究費                      (注)試験研究費増減差額=当期試験研究費-比較試験研究費                      ※2：税額控除率は14%が上限(2年間の時限措置適用後は10%(原則))</p>	増減割合※1	税額控除率	5%超	9%+(増減割合-5%)×0.3	5%以下	9%-(5%-増減割合)×0.1	-25%未満	6%
増減割合※1	税額控除率								
5%超	9%+(増減割合-5%)×0.3								
5%以下	9%-(5%-増減割合)×0.1								
-25%未満	6%								
③ 中小企業者等の場合の税額控除率と控除限度額	<p>(改正前：税額控除率=12%、控除限度額=法人税額×25%)</p> <p>2年間の時限措置として、試験研究費の増加割合が5%超の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額控除率※1</th> <th>12%+(増加割合※2-5%)×0.3</th> </tr> <tr> <th>控除限度額</th> <th>法人税額×(25%+10%※3)</th> </tr> </thead> </table> <p>※1：17%が上限                      ※2：増加割合=(試験研究費-比較試験研究費)÷比較試験研究費                      ※3：+10%部分は、下記⑤(1)(2)と選択適用</p>	税額控除率※1	12%+(増加割合※2-5%)×0.3	控除限度額	法人税額×(25%+10%※3)				
税額控除率※1	12%+(増加割合※2-5%)×0.3								
控除限度額	法人税額×(25%+10%※3)								
④ 「増加型」	上乘せ措置である「増加型」は廃止となります。								
⑤ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置	<p>(1)従来の「高水準型」は、適用期限が2年延長されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額控除率</th> <th>(当期試験研究費-平均売上×10%)×控除割合※</th> </tr> <tr> <th>控除限度額</th> <th>法人税額×10%</th> </tr> </thead> </table> <p>※控除割合：(試験研究費割合-10%)×0.2</p> <p>(2)2年間の時限措置として、従来の「高水準型」に代えて、「総額型」の控除限度額に下記金額を上乘せできます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税額控除率</th> <th>法人税額×(試験研究費割合-10%)×2</th> </tr> <tr> <th>控除限度額</th> <th>法人税額×10%</th> </tr> </thead> </table>	税額控除率	(当期試験研究費-平均売上×10%)×控除割合※	控除限度額	法人税額×10%	税額控除率	法人税額×(試験研究費割合-10%)×2	控除限度額	法人税額×10%
税額控除率	(当期試験研究費-平均売上×10%)×控除割合※								
控除限度額	法人税額×10%								
税額控除率	法人税額×(試験研究費割合-10%)×2								
控除限度額	法人税額×10%								

(新たな総額型の控除率の仕組み)

現行制度における控除率の仕組み



改正後の控除率の仕組み



※税額控除率は14%が上限(2年間の時限措置適用後は10%(原則))

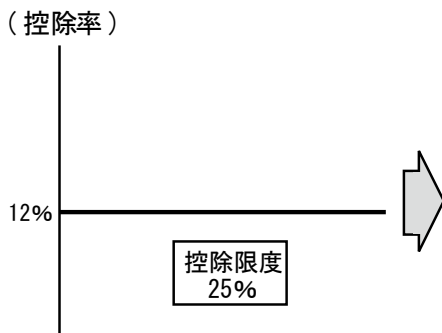
(出典：経済産業省資料「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」を一部編集)

(中小企業者等の場合について)

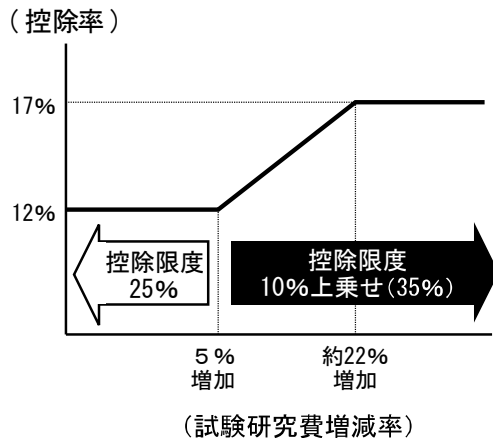
○支援を強化するため、従来の控除率12%・控除限度25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除限度(10%)を上乗せする措置が行われます。

試験研究費の増加割合が5%を超える場合の控除率： $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$   
※ただし、税額控除率の上限は17%

<現行制度>



<改正案>



※税額控除率は2年間の時限措置適用後は12%(原則)、控除限度の10%上乗せも2年間の時限措置  
※控除限度の上乗せと高水準型は選択制

(出典：経済産業省資料「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」を一部編集)

### 3 個人所得課税

#### 1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し



##### ここだけチェック

- 生産年齢人口が減少を続け人手不足と感じている企業が多い中、納税者の配偶者がパート収入を、配偶者控除が適用される103万円以内に抑えるために就業時間を抑える傾向（いわゆる「103万円の壁」）を解消するため、38万円の控除が適用される配偶者の給与収入の上限が150万円以下に引き上げられる等、所得税・個人住民税における現行の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われます。

**適用期日等** ▶ 平成30年分以後の所得税(平成31年度分以後の個人住民税)

#### [改正の概要]

##### ①配偶者控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者について適用される配偶者控除の額は次のとおりとなります(表内カッコ書きは個人住民税で適用される金額)。

なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円(33万円)	48万円(38万円)
900万円超 950万円以下	26万円(22万円)	32万円(26万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円(11万円)	16万円(13万円)

##### ポイント

- 控除対象配偶者の合計所得金額が38万円以下(給与収入で103万円)というのは変わりません。
- 納税者の合計所得金額が900万円(給与収入で1,120万円)を超え、1,000万円(給与収入で1,220万円)以下の場合、控除額は段階的に下がっていき、納税者の合計所得金額が1,000万円(給与収入で1,220万円)を超えると、配偶者控除の適用がなくなるようになります。

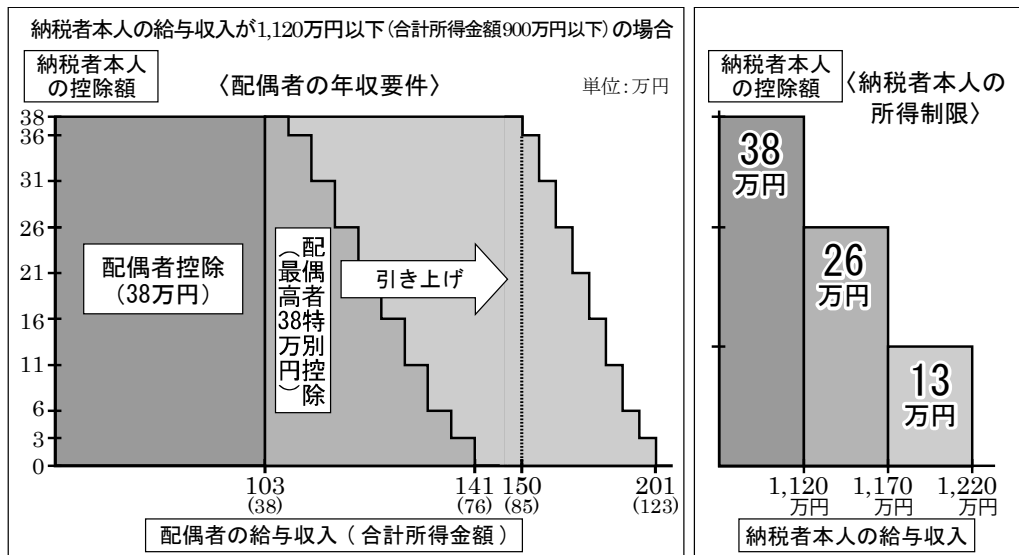


②配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(給与収入で2,014,287円)とされ、その控除額は次のとおりとなります。(表内カッコ書きは個人住民税)

なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととなります。

	合計所得金額900万円以下の居住者	合計所得金額900万円超950万円以下の居住者	合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
38万円超 85万円以下	38万円(33万円)	26万円(22万円)	13万円(11万円)
85万円超 90万円以下	36万円(33万円)	24万円(22万円)	12万円(11万円)
90万円超 95万円以下	31万円(31万円)	21万円(21万円)	11万円(11万円)
95万円超 100万円以下	26万円(26万円)	18万円(18万円)	9万円(9万円)
100万円超 105万円以下	21万円(21万円)	14万円(14万円)	7万円(7万円)
105万円超 110万円以下	16万円(16万円)	11万円(11万円)	6万円(6万円)
110万円超 115万円以下	11万円(11万円)	8万円(8万円)	4万円(4万円)
115万円超 120万円以下	6万円(6万円)	4万円(4万円)	2万円(2万円)
120万円超 123万円以下	3万円(3万円)	2万円(2万円)	1万円(1万円)



(出典：財務省(平成29年1月27日(金))説明資料[平成29年度税制改正等について]を一部編集)

ポイント

- 配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入で103万円)超85万円(給与収入で150万円)以下の場合、配偶者控除の控除額と同額の控除を受けられることとなります。
- 納税者の合計所得金額が900万円(給与収入で1,120万円)を超え、1,000万円(給与収入で1,220万円)以下の場合、控除額は段階的に下がることとなります。また納税者の合計所得金額が1,000万円(給与収入で1,220万円)を超えると、配偶者特別控除の適用がなくなるのは従来と同じ扱いです。